

実技試験受検手数料の減免について

ものづくり分野の優れた若者の確保のため、平成29年度後期の技能検定より、若者に対する「受検しやすい環境の整備」を目的とした、実技試験受検手数料の減免が行われます。

対象者、主な実技試験受検手数料の金額は下記のとおりとなります。なお、減免対象者且つ、高校生・技術専門校生等の在校生に関しては、従来通り学割も対象となります。(条例により2,900円を下回らない額となります)

○対象者(下記条件全てを満たす受検者に限ります)

- ・平成29年4月1日において35歳未満
- ・受検する等級が2級又は3級

○金額(1級・単一等級に関しては通常の実技試験手数料となります)

- ・2級の実技試験手数料
4,100円～8,900円(職種によって異なります)
- ・3級の実技試験手数料
4,100円～8,900円(職種によって異なります)

※ただし、大学、短期大学、高等学校、専修学校又は各種学校等の在校生及び公共職業能力開発施設等の訓練生(雇用されている者を除く)については、学割と減免措置のどちらも対象となるため3級は全職種について2,900円となります。

なお、詳細については秋田県職業能力開発協会 業務課(018-862-3510)へお問い合わせ下さい。